

告 示

埼玉県告示第百八十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和八年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

特定非営利活動法人飯能市スポーツ協会

二 代表者の氏名

関口 正博

三 主たる事務所の所在地

埼玉県飯能市大字阿須八百十二番地三

四 更新後の認定の有効期間

令和七年十二月二十五日から令和十二年十二月二十四日まで